

広島市重症心身障害児者地域生活支援協議会 要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広島市在住の重症心身障害児者の方および医療的ケア児者の方が、地域で生活していく上での障害福祉に関するネットワークの構築に中核的な役割を果たす協議の場として、広島市重症心身障害児者地域生活支援協議会(以下「協議会」という。)を開催するため、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会においては、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 地域で生活をしていく上で、重症心身障害児者および医療的ケア児者の福祉に関する現状の課題に関すること。
- (2) 地域の関係機関等によるネットワークの構築などに向けた協議に関すること。
- (3) 現状の施策についての、評価・見直しに関すること。
- (4) 今後、必要と思われる施策に関すること。
- (5) 前号に掲げるもののほか、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関すること。

(委員)

第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、広島市及び事務局が検討し、協議会で承認を経て依頼する。

- (1) 医師および薬剤師
 - (2) 当事者団体関係者
 - (3) 障害福祉サービス事業関係者
 - (4) 保健・医療サービス事業関係者
 - (5) 相談支援事業関係者
 - (6) 公設デイ関係者
 - (7) 障害者関係団体に属する者
 - (8) 特別支援学校に属する者
 - (9) 広島市各課代表者
 - (10) その他協議会が必要と認める者
- 2 委員の数は、30人程度とする。
 - 3 委員の任期は原則1年とする。
 - 4 委員は、再任することができる。

(運営)

第4条 協議会の議事を円滑に進めるため、委員の互選により、委員長を置く。

- 2 協議会は、委員長が召集する。
- 3 委員長は、協議事項について必要と認めるときは、関係者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務として、事務局を設置し重症児・者福祉医療施設鈴が峰において処理する。

(委任規定)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。